

特殊自動車について

特殊自動車については、道路運送車両法施行規則 第2条別表第1で下記のとおり定められています。

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車	小型特殊自動車
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に1つでも該当する場合は大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える ②長さが4.7mを超える ③幅が1.7mを超える ④高さが2.8mを超える	次の項目に全て該当する場合は小型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/h以下 ②長さが4.7m以下 ③幅が1.7m以下 ④高さが2.8m以下
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上	最高速度が35km/h未満
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車	—



固定資産税 ⇒償却資産として課税対象になるため申告が必要です。	軽自動車税 ⇒軽自動車税の申告をして、標識の交付を受けてください。
---	---

〈軽自動車税〉

フォークリフト、一般的にミニバックホウやパワーショベルと呼ばれるもの、また、乗用装置のある農作業用のトラクタや田植機などの「小型特殊自動車」の場合は、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の課税対象となります。

〈固定資産税〉

「大型特殊自動車」は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

【注意】 申告漏れがあった場合は、最大3年分がさかのぼって課税される場合があります（地方税法第17条の5）。